

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。固定資産税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和7年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	<p>・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、固定資産税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照)</p> <p>①固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価、価格の決定</p> <p>②固定資産税額の算定</p> <p>③納税通知書による固定資産税額の通知</p> <p>④固定資産税に係る証明書の発行</p> <p>⑤固定資産課税台帳の照会</p>
③システムの名称	固定資産税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・団体内統合宛名システム・中間サーバー・地方税ポータルシステム(eLTAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項(利用範囲)別表第一の16の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(照会範囲)別表第二の27の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【情報提供】情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務財政部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務財政部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5063
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、賦課事務では上記のほか、特定個人情報の記載がある申請書の保管や廃棄の際に人手を介在させる作業があるが、いずれの事務においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	固定資産税関係事務では、事務の一部を外業者に委託しているが、委託先による不正入	亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人	事前	
平成29年7月10日	I 関連情報	所属長 伊藤 正	所属長 丸本 敏文	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月10日	II しいき値判断項目 1 対象人数	平成26年 3月31日	平成29年 3月31日	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月10日	II しいき値判断項目 2 取扱者数	平成26年 3月31日	平成29年 3月31日	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	①財務部税務室 ②税務室長 丸本 敏文	①総合政策部税務課 ②税務課長	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	企画総務部総務法制室	総合政策部総務課	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	財務部税務室	総合政策部税務課	事後	
平成30年6月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年 3月31日	平成30年 3月31日	事後	
平成30年6月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成29年 3月31日	平成30年 3月31日	事後	
平成30年6月22日	I-1-③ システム名称	固定資産税システム	固定資産税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名シ	事後	
平成30年6月22日	I-1-③ システム名称	固定資産税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名シ	固定資産税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・団体内統合宛名システム・中間	事後	
令和1年5月27日	II しいき値判断項目 1 対象人数	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	事後	
令和1年5月27日	II しいき値判断項目 2 取扱者数	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	事後	
令和1年5月27日	IV リスク対策	-	様式の変更による項目の追加	事後	
令和2年5月27日	II しいき値判断項目 1 対象人数	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日	事後	
令和2年5月27日	II しいき値判断項目 2 取扱者数	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日	事後	
令和3年6月7日	II しいき値判断項目 1 対象人数	令和2年 3月31日	令和3年 3月31日	事後	
令和3年6月7日	II しいき値判断項目 2 取扱者数	令和2年 3月31日	令和3年 3月31日	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	①総合政策部税務課 ②税務課長	①総務財政部税務課 ②税務課長	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	総合政策部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地	事後	
令和4年6月6日	II しいき値判断項目 1 対象者数	令和3年 3月31日	令和4年 3月31日	事後	
令和4年6月6日	II しいき値判断項目 2 取扱者数	令和3年 3月31日	令和4年 3月31日	事後	
令和5年6月23日	II しいき値判断項目 1 対象者数	令和4年 3月31日	令和5年 3月31日	事後	
令和5年6月23日	II しいき値判断項目 2 取扱者数	令和4年 3月31日	令和5年 3月31日	事後	
令和6年6月27日	II しいき値判断項目 1 対象者数	令和5年 3月31日	令和6年 3月31日	事後	
令和6年6月27日	II しいき値判断項目 2 取扱者数	令和5年 3月31日	令和6年 3月31日	事後	
令和7年6月27日	II しいき値判断項目 1 対象者数	令和6年 3月31日	令和7年 3月31日	事後	
令和7年6月27日	II しいき値判断項目 2 取扱者数	令和6年 3月31日	令和7年 3月31日	事後	